

佐賀市街区基準点等管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき国土交通省が設置し佐賀市が管理する、街区基準点及び都市部官民境界基本調査基準点（以下「街区基準点等」という。）の一般的取扱い及び管理保全等に関して必要な事項を定め、その適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 街区三角点（公共基準点 2級相当）
- (2) 都市部官民境界基本三角点（公共基準点 2級相当）
- (3) 街区多角点（公共基準点 3級相当）
- (4) 都市部官民境界基本多角点（公共基準点 3級相当）

(管理の主体)

第3条 街区基準点等の管理保全の主管課は、建設部用地対策課とする。

(使用手続)

第4条 街区基準点等を使用する者は、あらかじめ「街区基準点等使用承認申請書」（様式第1号）を市長に提出し、「街区基準点等使用承認書」（様式第2号）によりその承認を受けなければならない。また、街区基準点等の使用にあたり、街区基準点等に異常を認めた場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

2 前項の申請は、測量計画機関も行うことができる。

(測量標の撤去及び移転)

第5条 工事施工者（佐賀市所管の工事及び街区基準点等の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、街区基準点等の測量標を撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「街区基準点等（撤去・移転）承認申請書」（様式第3号）を市長に提出し、「街区基準点等（撤去・移転）承認書」（様式第4号）によりその承認を受けなければならない。

- 2 佐賀市所管の工事において、街区基準点等の測量標を撤去又は移転する必要がある場合には、工事の所管課は、「街区基準点等（撤去・移転）協議書」（様式第5号）を用地対策課長に提出して協議を行い、「街区基準点等（撤去・移転）回答書」（様式第6号）によりその回答を得なければならない。
- 3 工事施行者は、前2項の提出書類に、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図（掘削位置と街区基準点等の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（街区基準点等及びその周辺が確認できるもの）
- 4 土地所有者等の都合により街区基準点等を撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、あらかじめ市長と協議の上、「街区基準点等（撤去・移転）届」（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（廃止）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該街区基準点等を廃止することができるものとする。

- (1) 既に滅失している場合で復元しない場合
- (2) 工事等により、撤去した場合で復元しない場合
- (3) 移転が必要な場合で、他の街区基準点等により測量の精度が確保できると認められる場合
- (4) その他特段の事情がある場合

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、街区基準点等の管理保全に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は平成19年4月2日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年6月1日から施行する。